

令和2年3月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年3月11日(水)、午前9時30分 久留米市商工会館 5階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

2番	池田 清茂 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
7番	内田 洋一 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
14番	田 中 文 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
19番	日比生和雄 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡恵美子 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は飯田 三津雄委員、池田 龍子委員、上村 孝二委員、緒方 義範委員、平 壮一委員、富松 隆晴委員、深川 嘉穂委員、森崎 康洋委員。

新型コロナウイルス感染防止のため、出席者を制限しています。

事務局の出席者は5名である。

事務局 本日の総会は、新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえまして、規模を縮小させて行うことになりました。3月の総会にあたりまして、報告いたします。

本日、現委員数23名中15名の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立していることを報告いたします。

それでは会長よろしく願いいたします。

議長 おはようございます。3月の農業委員会総会をただいまから開催いたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

審議番号23番は、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、審議番号23番とそれ以外に分けて審議することとし、審議番号23番は第2号議案と一括して議題といたします、

それでは、第1号議案のうち審議番号23番以外を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域 1番から3ページ14番までの14件です。

4ページをお願いします。

西部地域 15番から5ページ22番までの8件です。

なお、2ページの審議番号5番につきましては、昨年12月の総会にて、空き家に付属する農地として、指定を受けており、農地法施行規則第17条第2項によって、下限面積が595㎡まで、引き下げられているため、権利の取得後に下限面積を満たすものとなっております。

また、同じく2ページの審議番号9番につきましては、農地の交換ではありますが、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育・医療又は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人がその権利を取得しようとする農地を、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、不許可の例外として、農地所有適格法人でなくとも、農地を取得できるとされており、この案件では、*****が施設の利用者の機能訓練用農地として取得するものです。

以上、審議番号1番から22番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号5番は、新規就農者の取得案

件でありますので、聞取り調査の結果について事務局から報告をお願いいたします。
それでは、報告をお願いします。

事務局 2 ページの審議番号 5 番の案件につきまして、2 月 27 日に、申請人の*****氏と、坂井農業委員、田中正満推進委員、事務局職員において、ヒヤリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****氏は、現在、御井町に住んでおり、今回、農地と隣接する空き家と共に農地を取得して農業を始める予定です。*****氏の年齢は、43 歳です。営農計画は、野菜を栽培する計画となっております。

農業経験は、申請人のご実家が北野町大城で農業をなされており、20 年ほど手伝いをされているなど、経験がおありです。

農機具については、耕耘機、草刈機を所有されています。

ヒヤリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、今後適切な農地利用が見込めるものと考えられます。

また、ヒヤリング結果について、3 月 2 日の東部審査会に報告を行い、問題は無いものと判断されております。

以上、審議番号 5 番について、報告を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員 作物は何を作られるのですか。

事務局 ヒヤリングの際に、少し農地が荒れておりますので、そこを解消したのちに、ネギやニンジンなどの野菜類から始めたいということで申されておりました。

議長 他にございませんか。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、審議番号 23 番以外の第 1 号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第 1 号議案は、可決されました。

つづきまして、第1号議案 審議番号23番、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

5ページをお願いします。西部地域 23番、1件です。

以上、審議番号23番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行っていましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

つづきまして、6ページをお願いします。

第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域1番、2番の2件です。西部地域 3番、7ページ4番の2件です。

なお、7ページ審議番号4番については、福岡県農業会議の意見聴取案件です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

事務局 東部審査会について報告いたします。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、すでに施工されていたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、筑水高校から北東へ約1.7km、善導寺小学校から西へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業ですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水については、東側の側溝を通じて、南東側の道路側溝へ排水されています。

汚水・生活雑排水につきましては西側道路に埋設された下水管へ接続されています。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防いでおります。

つづきまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。

転用目的は、農家住宅の敷地を拡張するものですが、すでに施工されていたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、田主丸中学校から北西へ約 1km、柴刈小学校から南東へ約 2.5km のところに位置します。

農地区分については、10ha 以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業ですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水については、敷地内の溜め桝を経由して東側道路側溝へ排水されています。汚水・生活雑排水についても、東側道路に埋設された下水管へ排水されています。被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることで、土砂の流出を防いでおります。

つづきまして、西部審査会について報告します。

審議番号 3 番、地図ナンバーは 3 番です。

転用目的は、農家住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄安武駅から南西へ約 400m、筑邦西中学校から北東へ約 600m のところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m 以内に 2 つの病院がある農地でありますので、第 3 種農地に該当します。

雨水排水につきましては、既設の溜め桝を経由して東側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては南側道路に埋設している市下水道管へ接続します。被害防除につきましてはコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 4 番です。

こちらにつきましては、第 1 号議案 23 番と関連案件です。

転用目的は、盛土を行い、畑として利用するものです。

申請地は、城島中学校から西へ約 800m、青木小学校から北へ約 800m のところに位置します。

農地区分については、北東の農地については、10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地、それ以外の農地については、農用地区域内にある農地であります。転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、東部地域 2 件、西部地域 2 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地調査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
なお、採決にあたりましては、第1号議案 審議番号23番と第2号議案に分けて採決を行います。
それでは、第1号議案審議番号23番ついて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により、第1号議案審議番号23番は、可決されました。
つづきまして、第2号議案ついて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により、第2号議案は、可決されました。
なお、審議番号4番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取をいたします。
つづきまして、第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いします。
第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
西部地域1番1件です。1番、申請理由、施工期間を変更するものです。
こちらにつきましては、平成30年2月9日付けにて5条許可がなされたものです。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。第3号議案ついて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。つづきまして、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 9ページをお願いします。

第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から12ページ13番までの13件です。

西部地域 14番から15ページ26番までの13件です。

なお、10ページ審議番号5番、14ページ審議番号21番、23番につきましては、福岡県農業会議の意見聴取案件です。以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

事務局 東部審査会について、説明いたします。

審議番号1番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は、露天駐車場の敷地を拡張するものです。

申請地は、筑水高校から北東へ約1.2km、JR善導寺駅から西へ約2.3kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業ですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下と溜桝を通じて、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、L型擁壁とコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、筑水高校から北東へ約1.7km、善導寺小学校から西へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましても、南側の道路に埋設された下水管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

転用目的は、店舗を建築するもので、うどん屋を計画されております。

申請地は、山本小学校から北へ約300m、JR善導寺駅から南西へ約1.4kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に小学校と保育所がある農地でありますので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を通じて、東側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、東側の道路に埋設された下水管へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、金島駅から東へ約2.4km、柴刈小学校から南西へ約970mのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設された下水管に接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、保育所および露天駐車場を建築するものです。

申請地は、金島小学校から東へ約1.7km、柴刈小学校から南西へ約1.4kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が、公益性が高いと認められる事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を通じて南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路に埋設された下水管へ排水されます。

被害防除につきましては、L 型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 6 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、竹野小学校から北東へ約 2.2km、田主丸総合支所から南西へ約 2.3km のところに位置します。

農地区分については、10ha 以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接する土地と同一の事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設された下水管へ排水されます。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、集合住宅(2 棟 12 戸)を建築するものです。

申請地は、水分小学校から南へ 50m、田主丸中学校から東へ 270m のところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設された下水管へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置することより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は、集合住宅(2 棟 10 戸)を建築するものです。

申請地は、田主丸総合支所から北西へ約 790m、川会小学校から東へ約 2.2km のところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設された下水管へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置することより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、すでに施工されていたので、始末書付きの申請となっています。また、農地法第4条による同時許可です。申請地は、田主丸中学校から北へ約700m、船越小学校から北西へ約2.5kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、西側の水路へ排水されています。

汚水・生活雑排水につきましては、合併処理浄化槽を通じて西側水路へ排水されています。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置することにより、土砂の流出を防いでおります。

つづきまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、通路として利用するものですが、すでに施工されていたので、始末書付きの申請となっております。また、農地法第4条による同時許可です。

申請地は、田主丸中学校から北へ約700m、船越小学校から北西へ約2.5kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下です。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることで、土砂の流出を防いでおります。

つづきまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸中学校から北西へ約1km、柴刈小学校から南東へ約2.5kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内の溜め桝を経由して東側道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、東側道路に埋設された下水管へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号12番について説明いたします。地図ナンバーは17番です。

転用目的は、露天資材置場および露天駐車場として利用するものです

申請地は、西鉄大城駅から北へ約 980m、金島小学校から北西へ約 1.5km のところに位置します。

農地区分については、10ha 以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内の溜め桝を経由して南側道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既存の石積みを利用することにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。

転用目的は、露天資材置場で、橋梁工事に伴い一時的に資材置場として利用されるものです。なお、すでに公共工事に伴う一時転用の届出を提出されており、露天資材置場として利用されております。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から東へ約 540m、北野総合支所から西へ約 1.5km のところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、西部審査会について報告いたします。

審議番号 14 番、地図ナンバーは 19 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、JR 荒木駅から南東へ約 500m、荒木小学校から東へ約 600m のところに位置します。

農地区分については、JR 荒木駅からおおむね 500m 以内の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、既設の溜め桝を経由して、西側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲の土地と同じ高さにすることで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 15 番について説明いたします。地図ナンバーは 20 番です。

転用目的は、進入路として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から南へ約 400m、JR 西牟田駅から北へ約 1.7km のところに位置します。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 16 番について説明いたします。地図ナンバーは 21 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR 荒木駅から西へ約 400m、白鳥保育園から南へ約 500m のところに位置します。

農地区分については、JR 荒木駅からおおむね 500m の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては北側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 17 番について説明いたします。地図ナンバーは 22 番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、高良内小学校から南へ約 200m、高牟礼中学校から北へ約 300m のところに位置します。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の河川へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックおよび法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 18 番について説明いたします。地図ナンバーは 23 番です。

転用目的は、貸露天資材置場および露天駐車場として利用するものです。

申請地は、青峰小学校から西へ約 400m、高牟礼中学校から南へ約 600m のところに位置します。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 19 番について説明いたします。地図ナンバーは 24 番です。
転用目的は、通作路兼進入路として利用するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、西鉄安武駅から南西へ約 400m、筑邦西中学校から北東へ約 600m のところに位置します。

農地区分については、南側の 1 筆は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m 以内に 2 つの病院がある農地でありますので、第 3 種農地、北側の 2 筆は、西鉄安武駅からおおむね 500m 区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックおよび法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 20 番について説明いたします。地図ナンバーは 25 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄安武駅から南西へ約 400m、筑邦西中学校から北東へ約 600m のところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m 以内に 2 つの病院がある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枒を経由して南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては南側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 21 番について説明いたします。地図ナンバーは 26 番です。

転用目的は、建売住宅(4 戸)を建築するものです。

申請地は、江上小学校から東へ約 300m、江上保育園から南へ約 100m のところに位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枒を経由して、東側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併処理浄化槽を経由して、東側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 22 番について説明いたします。地図ナンバーは 27 番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、すでに施工済みでしたので、経緯書付の申請となっております。

申請地は、江上小学校から東へ約 300m、江上保育園から南へ約 100m のところに位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して、北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併処理浄化槽を経由して、北側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防いでおります。

つづきまして、審議番号 23 番について説明いたします。地図ナンバーは 28 番です。

転用目的は工場及び事務所を建築するものです。

申請地は、犬塚小学校から西へ約 1.2km、三潞高等学校から南東へ約 1.5km のところに位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して、北東及び南西の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、L 型擁壁およびコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 24 番について説明いたします。地図ナンバーは 29 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三潞小学校から西へ約 1.8km、三潞高等学校から北東へ約 1.2km のところに位置します。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

つづきまして、審議番号 25 番について説明いたします。地図ナンバーは 30 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄三潞駅から北東へ約 900m、西鉄大善寺駅から南へ約 1.2km のところ

に位置します。

農地区分については、第3種要件および第2種要件に該当せず、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併処理浄化槽を設置し、西側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。つづきまして、審議番号26番について説明いたします。地図ナンバーは31番です。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

申請地は、JR西牟田駅から北西へ約400m、十連病院から東へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、JR西牟田駅からおおむね500mの区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、東部地域13件、西部地域13件につきましては、担当地区の農業委員および推進委員の現地調査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しています。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
第4号議案について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は、可決されました。
なお、審議番号5番、21番、23番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取い

たします。

つづきまして、第 5 号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 16 ページをお願いいたします。

第 5 号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

審議番号 1 番 1 件です。

1 番 申請人 荒木町今 ＊＊＊＊＊＊、経営面積 248,103 ㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。
「第 5 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第 5 号議案は、可決されました。
つづきまして、第 6 号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 17 ページをお願いいたします。

第 6 号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

第 1 区 1 番から 4 番までの 4 件です。18 ページをお願いいたします。

第 2 区 5 番 1 件です。第 3 区 6 番から 19 ページ 10 番までの 5 件です。

第 4 区 11 番 1 件です。第 5 区 12 番、13 番の 2 件です。

以上、審議番号 1 番から 13 番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。
第 6 号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第 6 号議案は、可決されました。
よって久留米市長あてに通知いたします。
つづきまして、第 7 号議案「農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく別段の
面積の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 20 ページをお願いいたします。
第 7 号議案「農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく別段の面積の設定につ
いて」、空き家に付属する農地指定申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域 1 番 1 件です。
1 番 申請地 北野町稲数 畑 234 m²、別段面積 2.34 アールです。
地図ナンバーは 32 です。
以上、審議番号 1 番の案件につきまして、審査会に説明を行いました。久留米市
空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地の取扱い基準に適合している
ことを報告いたします。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
第 7 号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、「第 7 号議案」は、可決されました。

つづきまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について

事務局の説明を省略いたします。それでは、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

従いまして、報告第 1 号から報告第 4 号までの報告事項を終わります。

次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議はありませんか。

「異議無しの声」

議長 異議なしと認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会議規則第 10 条第 2 項の規定により

12 番 坂井 康孝 委員

24 番 諸藤 澄夫 委員 をお願いいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。